

令和8年度民間団体と連携した関係人口創出・拡大及び 移住・二地域居住促進セミナー等実施業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 委託の目的

首都圏を中心とした福島県外在住の20～40代程度の現役世代をメインターゲットとして、本県との多様な関わり合いやチャレンジの場としての可能性など、本県で暮らすことの魅力を伝えるため、特色あるセミナー等を実施することで、移住・二地域居住関心層の掘り起こしや本県への移住等を見据えた関係人口の創出・拡大、さらには本県への移住等の促進へつなげることを目的とする。

本事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務内容

(1) 委託事業名

民間団体と連携した関係人口創出・拡大及び移住・二地域居住促進セミナー等実施業務委託

(2) 仕様

別紙「民間団体と連携した関係人口創出・拡大及び移住・二地域居住促進セミナー等実施業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」とする。）のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日（金）までの期間

(4) 見積限度額

金 1,572,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 委託先選定数

2者（上記金額を上限とした委託契約を2者と締結）

3 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課（担当：武藤）

電話：024-521-7119 FAX：024-521-7912

E-mail: ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

4 プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者要件についても同様に取り扱う。

(1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

(5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) 県税を滞納している者でないこと。

(8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年2月18日（水）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、「3 問い合わせ先及び各種書類の提出先」へ電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は「【質問】民間団体連携セミナー等実施業務」とし、電話により送付した旨をお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、ふくしまぐらし推進課のホームページで令和8年2月20日（金）17時00分までに公表します。

6 参加申込書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）を以下により提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

また、提出を行った場合は、その旨、「3 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載の連絡先まで電話にて連絡すること。

(1) 提出期限 令和8年2月27日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法 電子メール

(3) 提出先 福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）の提出を行ったうえで、企画提案書等を以下により提出してください。

(1) 提出期限 令和8年3月4日（水）17時00分まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式でA4版とする）

※企画提案書には以下の内容を記載すること。

(ア) セミナー等の名称・テーマ・ターゲット・コンセプト

(イ) セミナー等の開催回数・開催時期

(ウ) 各セミナー等の開催手法（収集型（場所を含む）・オンライン型など）

(エ) 各セミナー等の内容（ゲスト、司会・進行役など）

(オ) 各セミナー等における参加者の費用負担の有無

(カ) 告知・広報の手法（媒体、回数、数量など）

(キ) 業務実施スケジュール

(ク) その他企画提案に必要な情報（独自の企画提案など）

イ 団体概要書（第3号様式）

※グループで提案する場合は、参加する団体全てから提出してください。

ウ 業務実施体制書（第4号様式）

エ 見積書（任意様式でA4版とする）

※見積の総額及び内訳について記載すること。

(3) 提出方法及び提出部数

以下の方法で紙媒体又は電子データで提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

・正本1部、副本6部を持参又は郵送により提出すること。

・持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。ただし、提出期限当日は午後5時までとする。

- ・郵送の場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

イ 電子データで提出する場合

- ・提出期限までに（2）ア～エを1つのPDFファイルにまとめた電子データを以下 の方法で提出したうえで、電話により送付した旨をお知らせください。

提出方法：作成したPDFファイルを「ファイル転送サービス Giga File（ギガファイル）便」にアップロードし、発行されたダウンロード用のURL及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信。（メールの送信から到達までにタイムラグがある場合があるので、余裕を持って提出すること。）

※提出先メールアドレス：ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

※ファイル転送サービス Giga File 便：https://gigafile.nu/

（Giga File 便による提出ができない場合）

令和8年3月3日（火）午後5時までに、電話024-521-7119にご連絡ください。

- ・なお、提出期限については持参の場合と同様とし、メールの到達をもって提出がなされたものと見なす。

- ・CD-ROMやUSB等の電子媒体による提出は認めない。

（4）提出場所 福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

8 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書（案）に基づき、次の事項に注意して作成すること。

（1）仕様書（案）の委託業務内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

（2）仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- オ 本募集要領に違反すると認められる場合
- カ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求める場合がある。
- イ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 本事業は、福島特定原子力施設地域振興交付金を活用して実施するため、契約等の手続は同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には事業内容を見直すことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任は負わない。
- エ 本事業は、福島県議会における令和8年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 1次審査

県が設置する「令和8年度民間団体連携セミナープロポーザル審査委員会」において、参加者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、2次審査対象者を選定する。

イ 2次審査

県が設置する「令和8年度民間団体連携セミナープロポーザル審査委員会」において、2次審査対象者のプレゼンテーション審査（Zoom開催）を行い、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

（2）審査基準及び配点（予定）

審査項目	配点	評価基準
1 事業目的の理解度	10点	<ul style="list-style-type: none">・事業目的を理解し、提案しているか。・福島の魅力（暮らしや人、地域特性等）について理解しているか。 等
2 企画力・独創性（セミナー等のイベント）	40点	<ul style="list-style-type: none">・セミナーごとに事業目的に沿った明確なターゲット層を設定しているか。・セミナー等の名称やコンセプト、実施内容等は、設定したターゲット層への訴求力が高く、提案者独自の強みを活かした魅力的なものか。・福島県ならではの要素を取り入れた企画提案であるか。 等
3 告知・広報	20点	<ul style="list-style-type: none">・広報物は、事業目的に沿い、各セミナーのターゲットに訴求する創意工夫がなされているか。・広報媒体は、各セミナーのターゲット層へ効果的に訴求する提案者独自の強みを活かした手法を複数提案しているか。 等
4 開催後のアフターフォロー等	20点	<ul style="list-style-type: none">・セミナー等実施後、本県との移住・二地域居住を見据えた関係性の深化、移住相談等につながる具体的な提案がなされているか。・セミナー等の分析（時期や開催方法、テーマ設定のほか広報手法など開催にかかる全般）を行い、次年度以降の事業展開に活用できるレポートの作成・報告がなされるか。 等

5 スケジュール・ 実施体制	5 点	・業務全体の統制、人員配置、連絡体制等を含め企 画内容を実施する体制等が適切か。 ・適切な実施スケジュールが設定されているか。 等
6 費用見積り	5 点	・企画内容に関して妥当な見積額であるか。

(3) 最低基準

上記（1）アの1次審査及びイの2次審査において、上記（2）に基づき各審査委員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、評点の合計が最低基準点に満たない提案事業者は契約候補者としない。

(4) 結果通知等

ア 書面審査（1次審査）の結果

すべてのプロポーザル参加者に対し、令和8年3月13日（金）までに審査結果を通知します。

なお、書面審査（1次審査）通過者に対しては、併せてプレゼンテーション審査（2次審査）の開催日時を案内します。

イ プrezentation審査（2次審査）の結果

すべてのプレゼンテーション審査（2次審査）参加者に対し、令和8年3月25日（水）以降、審査結果を通知するとともに、福島県公式ホームページ上でも公表します。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

契約候補者が提出した企画提案書の内容について、契約候補者とふくしまぐらし推進課で協議のうえ、仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

なお、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

イ 契約金額の決定

契約金額は仕様確定後、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

契約候補者とふくしまぐらし推進課との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

1.1 スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和8年2月18日（水）17時00分
質問書に対する回答期限	令和8年2月20日（金）17時00分
参加申込書の提出期限	令和8年2月27日（金）17時00分
企画提案書等の提出期限	令和8年3月4日（水）17時00分
書面審査（1次審査）結果通知	令和8年3月13日（金）まで
プレゼンテーション審査（2次審査）	令和8年3月19日（木）【予定】
審査結果の通知	令和8年3月25日（水）以降
契約候補者との仕様協議	令和8年3月下旬以降
契約締結	令和8年4月上旬以降

1.2 公正なプロポーザルの確保について

- (1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の本プロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 本プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の本プロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 本プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。